

豊橋ウォーキング協会のAWA加盟団体退会 及び、AWS運営要領の一部変更について(お知らせ)

豊橋ウォーキング協会の令和2年12月末日における、AWA加盟団体の退会が確認されています。それに伴い、AWS運営要領の一部(認定押印数)を変更いたしますのでお知らせします。基本的な運営方法に変更はありません。なお、下記新要領での申請受け付けは1月からとします。

【AWS運営要領】

1. 10回目までの完歩認定

- (1) 完歩認定申請: AWS参加者が完歩認定を希望する場合は、AWSパスポートに次の押印が揃った時に、認定料500円を添えて申請する。
 - ① 4回目までは、加盟6団体以上のスタンプ押印が揃った時。
 - ② 5回目から10回目までは、加盟団体(8団体)のスタンプ押印が揃った時。
- (2) 完歩認定者表彰: 完歩認定された方は「AWAニュース」に氏名を掲載し、9回目までの該当者はAWA例会で表彰します。
 - ① 5回目までは、完歩認定証と回数バッジ(ワッペン)及び賞品。(現在、1・3回目は完歩回数を刺繍した丸ワッペン、2・4・5回目は回数バッジです。)
 - ② 6回目から9回目は完歩認定証と賞品。
 - ③ 10回目完歩認定者は、AWA総会で「氏名入り特製ワッペン」と完歩認定証を贈呈し、精励を讃える。

2. 11回目以降の完歩認定

- (1) 11回目以降は、任意の団体が押印できる別紙(回数用)が貼付けされた各回数用のパスポートを使用する。
- (2) 各団体は、例会完歩者から提出されたAWSパスポートの自団体名欄に押印し、自団体名欄が押印済みの場合は、貼付けされている別紙の回数欄に押印し、必ず日付を記入する。
- (3) 11回目以降の完歩認定申請は、AWSパスポートに任意の7団体と20回の参加スタンプ押印が揃った時に、認定料100円を添えて申請する。
- (4) 11回目以降の完歩認定者は「AWAニュース」に氏名を掲載するとともに、AWA例会で「完歩認定証」を贈呈する。(「完歩認定証」のみで賞品はありません)
- (5) 20回目の完歩認定者は「AWAニュース」に氏名を掲載するとともに、AWA総会で「完歩達成記念の盾・記念品」と完歩認定証を贈呈し、精励を讃える。

※ 手持ちパスポートの豊橋ウォーキング協会欄は、抹消する。

なお、パスポートは、申請時のパスポート提出と交換で新パスポートをお渡しすることとしています。